

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 25 年度第 4 回枚方市都市景観審議会
開 催 日 時	平成 25 年 9 月 25 日（水） 10時00分から 12時45分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館 2階 第6集会室
出 席 者	会長：吉川委員 副会長：下村委員 委員：岡委員、恩地委員、木下委員、多田委員、山下委員
欠 席 者	鶴島委員、小野委員、福山委員
案 件 名	議案 1. 枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について 議案 2. 枚方市景観計画(素案)及び(仮称)枚方市景観条例(素案) の概要について 議案 3. 傍聴要領について
提出された資料等の 名 称	次第 議案第 1 号 枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について ・枚方市都市景観基本計画【改訂版】 ・枚方市都市景観基本計画【改訂版】(案)に係る e- アンケートの結果について 議案第 2 号 枚方市景観計画(素案)及び(仮称)枚方市景観条例 (素案)の概要について ・枚方市景観計画(素案) ・枚方市景観条例(素案)の概要 議案第 3 号 傍聴要領について ・枚方市都市景観審議会傍聴要領 (案) <参考資料> 平成 25 年度第 4 回枚方市都市景観審議会会議録
決 定 事 項	議案第 1 号については、修正案を各委員に確認し、会長に一任。 議案第 2 号については、次回審議会にて再度審議する。 議案第 3 号については、改定案で了承。
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開（但し、議案第 3 号については個人情報等が含まれているた め非公開）
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表（但し、議案第 3 号に係る部分は個人情報等が含まれている ため非公開）
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 (事 務 局)	都市整備部 都市整備推進室

審 議 内 容

1 開 会

吉 川 会 長： 定刻になりましたので、ただ今より平成25年度第4回枚方市都市景観審議会を開会いたします。それでは着席して進めさせていただきます。本日は委員の皆様方には何かとお忙しい中にもかかわらず、本審議会にご出席をいただきありがとうございます。

さて本日は、インターネットアンケートを実施しました「都市景観基本計画改訂(案)」と、それから「景観計画(素案)及び景観条例(素案)の概要」について審議してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。また、本日の会議録の署名人は、岡委員と恩地委員にお願いしたいと思っております。

それでは始めに、本審議会の開催にあたり市を代表しまして、池水都市整備部長より、ご挨拶をお願いいたします。

事 務 局： おはようございます。開会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には、日頃より本市行政にご支援、ご協力いただき誠にありがとうございます。また、お忙しい中にもかかわらず、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

9月15日から16日にかけての台風18号は本市にも床上、床下浸水や崖崩れなど多大な被害をもたらしました。被害にあわれた市民の皆様にお見舞い申し上げます。本市では、当日の深夜に災害対策本部を設置し、約450名の職員が参集し、対応いたしました。現地調査など現在も被害対策に取り組んでいるところであります。今後も市民生活の安心・安全に向け取り組んでまいりたいと考えています。

さて、本審議会も今年度4回目となり、本日は、前回取りまとめたいただきました「枚方市都市景観基本計画改訂(案)の策定について」と、本審議会の第1回専門部会でもご検討いただきました「枚方市景観計画(素案)及び(仮称)枚方市景観条例(素案)の概要について」ご審議をお願いしたいと考えております。特に都市景観基本計画の改訂につきましては、市民からの意見を募る「e-アンケート」を実施しました。その結果を踏まえ、次回審議会での答申に向けた取りまとめが必要となりますのでよろしくお願い申し上げます。それぞれの案件につきましては、後程、事務局よりご説明させていただきますので、よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。よろしくご挨拶とさせていただきます。よろしくご挨拶とさせていただきます。よろしくご挨拶とさせていただきます。

吉川会長： ありがとうございます。

ご挨拶で私も申し遅れましたけれども、委員の皆様は被害その他ございませんでしょうか。私自身は、16日月曜日が祝日にも関わらず授業日になっていたのですが、全部飛んでしまいました。昨日メールがきまして、10月29日という学祭期間中に補講をすることになりました。

それでは、委員の皆様の出席状況の報告と、資料の確認を、事務局よりお願いします。

事務局： はい。まず、委員の出席状況をご報告させていただきます。

本会の委員総数は10名でございますが、本日は、7名の委員の皆様にご出席いただいております。枚方市附属機関条例第5条の規定に基づく、委員総数の過半数に達しております。したがって、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、鶴島委員、小野委員と福山委員につきましては、欠席される旨の連絡をいただいております。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。本日の資料につきましては、

- ・議事次第
- ・議案第1号資料として、
枚方市都市景観基本計画【改訂版】
枚方市都市景観基本計画【改訂版】(案)に係るe-アンケートの結果について
- ・議案第2号資料として、
枚方市景観計画(素案)
枚方市景観条例(素案)の概要
- ・参考資料として、
第4回枚方市都市景観審議会会議録

となっております。過不足等ございませんでしょうか。

(資料を確認)

事務局： よろしいでしょうか。資料につきましては、以上でございます。

吉川会長： ただいま事務局より報告がありましたとおり、本日の審議会は成立しております。また、本審議会は「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき原則公開としております。

本日の議案等を確認したところ、個人情報などの公開すべきでない情報

が含まれた案件ではございませんので、本日の審議会は公開としますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

吉川会長： 「異議なし」とのことですので、本日の審議会は公開とします。本日、傍聴人はおられますか。

事務局： いいえ、本日傍聴を希望される方はおられません。

2 審 議

吉川会長： それでは、傍聴人がおられないということですので、このまま審議を進めてまいりたいと思います。

今、事務局よりご紹介ありました、審議案件第1号「枚方市都市景観基本計画改訂(案)の策定について」事務局より説明をお願いします。

なお、本案件につきましては、前回の第3回審議会において改訂(案)を取りまとめ、市民のご意見を参考とするため8月9日から9月8日までの間でインターネットアンケートを実施しております。

従いまして、本日は寄せられた市民のご意見について事務局より報告を受け、ご意見に対する回答と改訂(案)への反映の有無について審議し、次回審議会での答申に向けて取りまとめていきたいと思っております。

事務局： それでは、座ってご説明させていただきたいと思っております。

先月、パブリックコメントに代わるものとして実施しました都市景観基本計画改訂(案)のインターネットアンケートにつきまして、ご報告をさせていただきます。お手元の議案第1号資料をご覧ください。

アンケートで実施した改訂版(案)と、それに加えて改訂版(案)に関わるe-アンケートの結果について、という資料がございます。こちらの方をまずご覧いただけますでしょうか。

意見の募集期間としましては、平成25年8月9日から9月8日までの1ヶ月間実施いたしました。受付方法としましては、市のホームページの他、市内に点在いたします市役所の支所や生涯学習センター等、17箇所で見意見募集箱を設置して募集を行ったものでございます。その結果、4人の市民の方々から意見をいただきました。

項目別に分けてみますと、全体としてのご意見が4件、第1章について

のご意見が1件、第4章、5章についてのご意見がそれぞれ1件となっております。本日添付資料としてお渡ししたものにつきましては、いただいたご意見だけを記載させていただいております。

それではまず、1人目のご意見についてですが、全体に関わるご意見と、それから第1章に関わるご意見がありました。

全体に関わるものにつきましては、『自然資源、歴史資源、街資源等についての追及は十分具体的にされている。しかし、景観とは目に映る物だけではないと思う。「豊かで潤いのあるまち、訪れたいまち、住みたいまち、魅力的なまちづくり」等の表現はあるが具体的な追及が弱いと思う。』というご意見をいただいております。

これに対する回答案としましては、『「豊かで潤いのあるまち、訪れたいまち、住みたいまち、魅力的なまちづくり」等の実現にむけ、第3章景観づくりの目標等方針から第4章の地域への展開で、具体的な記述に努めています。例えば、主要ターミナルでは、人や文化が交流する魅力と賑わいのある空間形成を図るとし、第4章40頁には、枚方市駅周辺に文化・情報があふれ活力ある都市空間を創造し、枚方を象徴する景観をめざすとしています。このことから、今後、総合文化施設の整備など枚方市駅周辺再整備ビジョンの具体化にあわせた良好な景観の形成を通じ、「魅力的なまちづくり」を図ることとしています。』としてはどうかと考えます。

次に、第1章に関わる意見ですが、『「魅力にあふれ、生き生きとしたまち」「健康で心豊かな自立と共生のまち」「ふれあい、学びあい、感動できるまち」とあるがどのようにしていくのかが示されていない。』というご意見です。

回答案としましては『ご指摘の表現は、第4次枚方市総合計画（第2期基本計画）の基本目標で、8頁に景観にかかわる主な基本目標として示しています。施策の展開に向け、第2章で枚方市の景観特性を分析し、第3章にかかげる景観づくりの目標と方針を踏まえ、第4章で地域への展開として記載しています。例えば、「魅力にあふれ、生き生きとしたまち」には、施策目標のひとつとして、「文化観光資源を整備し、まちづくりにいかす」を掲げています。一例としては、41頁には、枚方宿地区のまちづくりの方向と、街なみ環境整備事業への取り組みを示しています。』と考えております。

次に、2人目のご意見ですが、こちらは全体と4章、5章に関わるものでした。全体に関わるご意見としましては、『現状容認だけでこれからど

のような都市計画作りをしようとしているのか市としての思いが見えてこない。特に市の玄関である枚方市駅の存在感が薄い、北玄関以上に魅力ある街作りが必要。また他府県の人が誰でも知っている枚方パーク（菊人形）をもっとアップすべき。』というご意見でございます。

これに対して、回答案としましては、『良好な景観は、市をはじめ市民・事業者の普段の努力と継続的な取り組みにより実現するものです。今後も、よい景観をさらにすばらしい状態で、維持していくことの合意形成を推進していく仕組みをつくるなど明らかにしています。また、枚方市駅周辺のまちづくりにつきましては、「枚方市駅周辺再整備ビジョン」に基づくまちづくりを推進する中で、40万都市の玄関口としてふさわしい景観を目指します。菊人形につきましては、歴史的景観を有する枚方宿地区を始め、今後も枚方市を代表する花として景観形成の重要なものと考えており、その活用を引き続き積極的に図ります。』と考えております。

4章に関わる意見としましては、『枚方を代表する東部の里山の自然保全と景観保護に行政は勇気をもって整備すべき。明日の子供たちのために』というご意見でございました。

これに対して、回答案としまして、『東部の里山の自然保全と景観保護は重要であると考えています。現在、景観形成推進事業（景観形成作物のレンゲ米の普及促進）や、各地区の森づくり委員会や里山保全活動団体との意見交換会を開催。また、里山の魅力を広く市民に知ってもらうため、「東部の緑と里散策マップ」を活用した取り組みなどを実施しており、今後も、東部の里山の景観の保全、形成を進めます。』としております。

5章に関わる意見としましては、『行政、事業者、市民が景観のきれいな枚方市を作るため、市庁舎内の全部門が意識改革し指導にあたってほしい』というご意見でございました。回答としましては、『市の各部門（都市計画・道路・公園・建築等）をはじめ、国や大阪府との連携を密にし、総合的な観点にたって良好な景観の形成を推進します。』と考えております。

次のページですが、3人目のご意見としましては、全体に関わるご意見でございました。内容としましては、『枚方の魅力は何かと考えた時、古い歴史ある街並と枚方公園、自然環境だと思います。それを最大限に生かしてPRをもっとすべきです。現在、五六市が継続して実施されていますが、これをもっと拡大してみてもどうかと思います。例えば、枚方公園のアンテナショップを枚方市駅前広場に出すとか、本陣跡にビオトープを造り、ホテルを飼育して夕方鑑賞会を行い1日中、シーズンを通して楽しむとか、

高齢化社会になるので淀川河川敷公園内にパターゴルフ、ゲートボール場を作り高齢者が楽しめる施設を作るとかあると思います。市民+地域の人全体で楽しめる、何か毎日イベントをやっている町枚方、にするのも面白いし、中核都市としての役割だと思います。』というご意見をいただきました。

これに対する回答案としましては、『都市景観基本計画では、「枚方の新たな魅力をつくる」を景観づくりの目標とて、基本方針の1つとして「豊かな自然や歴史」をまもることとしています。枚方を象徴する自然風景や市街地に残る自然資源を守り活かすとともに、枚方宿地区をはじめとする歴史的景観を守り、街の記憶・地域の個性を活かしていきます。

五六市は、平成19年3月からはじまり、毎月第2日曜日に実施されています。単なるフリーマーケットではなく、手作り、こだわりの市として、枚方で継続的に商売をさせていただく方を対象に参加していただいています。地域住民や事業者、枚方宿地区をサポートする人々が地道な取り組みを重ねる中で、マスコミ等に大きく取り上げられたこともあり、現在では、1回に6000人以上が来訪されることもあり、また、出展登録店舗も1200を超えています。今後、いただいたご意見を参考にしながら、五六市にふさわしい歴史的資源をいかし、まちの活性化につながる景観形成に努めます。』と考えております。

最後に、4人目の方のご意見でございますが、全体に関わるものでございまして、『枚方市は「天野川」という七夕に由緒ある川や橋、地名、歴史の宝庫であり、他の町興しに天の川を使っている町にしてみたら、ポテンシャルの高い観光・文化資源が潜在的にある都市である。しかるに市長をはじめ市民の認識・意識がこの潜在的観光ポテンシャルに対して弱く、宝の持ち腐れ状態ではないかと考えます。多数の大学生が枚方に集まっていることをリンクさせれば、天野川・七夕を使った街コンなど街の活性化にも大いに期待できます。天野川の潜在的ポテンシャルをもっと掘り起し、それにふさわしい景観をゾーンの的に創造していくことが必要と考えます。ゲゲゲの街、境港市のように、街&市民が一体となって天の川で街を豊かに、人との交流を豊かにしていくコンセプトとロードマップを創造していただきたいと思います。具体的案としては、例えば京阪交野線の各駅にサブネームとして「天津橋前」「逢合橋前」「天の川交差点」などをつけて車両にも織姫彦星のイラストをする（これは京阪電鉄の関係になりますが）。市道には「彦星ライン」「織姫らいん」などの愛称をつけ、笹や川

をイメージした道路ペイントや街路樹にする。天の川には織姫彦星や夏の大三角形などの星をイメージしたモニュメントあるいは（堤防面などに）ペイントをする。要は、天の川（織姫彦星など）をコンセプトとしたテーマ性のある景観にすることで、「天の川のある文化・観光の街＝ひらかた」を目指していただけたら幸いです。』という要望的なご意見をいただいております。

これに対する回答案としましては、『ご意見のとおり、天野川には七夕伝説との関わりも深く、4章103頁において、七夕伝説の川にふさわしいロマンを演出し、景観軸としてシンボル化を図ることとしています。今後、いただいたご意見を参考にしながら、地域性や歴史性を活かした良好な景観形成に努めていきます。』と考えているところでございます。

従いまして、事務局としましては、具体的に景観基本計画改訂版(案)の中身を修正する必要性は今のところ考えておりませんが、その点を含めて、このアンケートのご意見に対する考え方と、これを受けて基本計画案を修正するか否かについて、審議をお願いしたいと思います。

それから、この基本計画案ですが、前回の審議会でご意見をいただいた内容を修正の上e-アンケートを実施しておりますが、その後、写真の修正を何点か行っております。ご意見の中で、掲載されている写真の重複が結構あるということや、丘陵についての記載・特徴的な写真がないなど、そういったご意見をいただいております。何点か修正をしております。例えばP19の一番上の写真なのですが、もともと尊延寺の田園風景だったのですけれども、こちらも重複がありましたので、村野の田園風景に差し替えております。それと、隣のP20の上から2枚目なのですが、現在、大和棟の写真に変更しておりますが、もともと鍵屋資料館の写真になっておりました。この鍵屋資料館の写真も重複しておりましたので、茄子作にある大和棟の写真に変更いたしました。あと、P29の左側の写真でございますが、もともと北山の住宅地の写真だったところなのですが、今回、香里団地の建築協定が行われている地区の写真に差し替えております。それから、P69ですが、こちらの方は文面の中に「出屋敷集落や春日集落に残る落ち着いた家なみの伝統的な雰囲気を受け継ぎます」と表記していたのに対し、出屋敷集落の写真しかございませんでしたので、春日集落の写真を追加いたしました。それからP104は、丘陵の写真を撮るとというのがなかなか難しかったのですが、2つある写真の下側、天野川と枚方丘陵の写真を追加いたしました。

この写真につきましては、まだまだ修正が必要かとは事務局の方で思っておりまして、更に精査をしていきたいと考えておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。若干、逆光で見にくい写真もございますので、取り直しをしながら差し替えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議案第1号の説明としては以上でございます。

吉川会長：ありがとうございます。それでは、ただいま事務局より説明のありました件について、ご質問やご意見、ご提案など、意見交換をしていきたいと思っております。まず、e-アンケートの結果に対する対応について、説明メモの順番に一つひとつ解決していきたいと思っております。それではご意見を願います。

山下委員：「回答」というのは、具体的にどういう形でなされるのでしょうか。誰に対して、どういう方法で回答するのですか。

事務局：こちらにつきましては、いただいた方に直接という形ではなく、いただいたご意見とそれに対する審議会及び市の考えということで、ホームページで公開するということになっております。

山下委員：ホームページで公開し、広報誌ではしないのですか。

事務局：その様になります。

木下委員：全体的な返答の仕方なのですけれども、印象として、とても無難な回答になっているなど感じています。敢えて、否定もせず肯定もせずといえますか、回答の仕方がこれでいいのかということも含めて一つ一つやっていくのだと思うのですけれども、どういう答え方をしていくのかということも、議論の一つとしてはあるのかなと思います。勿論、全体的に書いておられることに何も否定をなさいか言っているわけではないのですけれども、例えば、書いていることが本当に景観のことなのかどうか、ということは、きちんと伝えなくてはいけないことですから、そういうことを曖昧にしたまま答えを持っていくと、結局何を言っているのかわからない議論になってしまいます。せっかく意見が挙がってきたのであれば、その辺のことも踏まえて、皆さんと一緒に答えを考えたいと思っております。

吉川会長：はい。たぶんこれは全体的な問題ばかりですので、担当部局だけではなくて、我々審議会としても考えていることを明確に伝えないといけないで

すし、委員の皆様からのご意見で回答を変えることは当然のことだと思えますので、この場で議論していきたいと思えます。順を追っていけば収斂^{しゅうれん}するのではないかと私自身は考えているのですが、先ほども事務局からご説明がありましたように、全体的な、ある意味で抽象的な議論、あるいは具体的で基本計画とはそぐわないような話もありますので、順番にご議論いただければ、あとはほぼ同じような話になっていくのではないかと考えております。

それでは、1人目の方に対する回答ということで、全体と1章に関することとなりますが、ご意見を伺いたいと思えます。いかがでしょうか。

下村副会長： よろしいですか。この1章と書いてある右のところの真ん中くらいに「例えば」という部分があるのですけれども、この「例えば」のあと、「魅力にあふれ」と書いてあるのは基本目標の項目ですね。上に4行ほど挿入文があるために、この「魅力にあふれ」というのが3行目の基本目標と繋がっているというのが分かりにくくなっています。質問した人は分かるのでしようけれども、他の人もたくさん見られるはずなので、「例えば」の後くらいに、「基本目標のうち」というのを入れておいた方がよいと思えます。

その下、下から3行目、「一例としては、41頁には、枚方宿地区のまちづくりの方向と、……」この「枚方宿地区のまちづくりの方向」という言葉は、P41には出てこないのです。従って「枚方宿・万年寺山歴史ゾーン」についての方向性を示しているとか、どこを見たら良いのかというのがきっちり目にとまる同じ文字を入れておくべきかと思えます。そこで枚方宿地区のまちづくりの方向性を示している、だったら分かると思えます。その辺の加筆くらいで、この頁はよろしいかなと思えます。

吉川会長： 今の下村先生のご意見は至極最もで、言われたことに我々としては、この基本計画案の中の内容で答えていけば良いのではないかと思うのです。勿論、非常に抽象的なものには我々は踏み込んでいないところがありますし、逆に非常に具体的なところにも踏み込んでいないというのは、これは基本計画のある種のスタンスですので致し方ないところがありますが、そこは逆に木下委員がおっしゃったように、もっとしっかりと、その部分には踏み込んでいないということを示した方が良いのかもわかりません。

岡委員： この基本計画そのものが、今おっしゃったように具体的な景観の創造というところにはあまり触れていないです。そういうものなので、例えば、枚方市駅周辺再整備ビジョン、これはホームページにも出ていますよね。出ているものについては、きちんとホームページのアドレスを入れて、次のところに導いてあげるようにすると良いと思えます。これは景観とは関

係ありません、ではなくて、こちらの方を見てください、というようなガイドをしてあげ、アドレスも括弧書きできちんと書いて、役割分担をしつつも、枚方市としてはきちんとわかっている連携してやっています、ということを示しておく、回答いただいた方が拒絶されたようには感じないと思うのです。これは景観とは関係ありませんと言われると「何で？」と思うのですけれども、そうではなくて、こういうふうに進んでくださいと誘導してはどうかと思います。これは先走りますが、P2の方でも、2人目の方も同じように枚方市駅周辺の意見がありますので、どこを見たら良いかさえきちんと分かれば、表現的にはこういうことで良いと思います。

吉川会長： 木下委員ご意見ありますか。

木下委員： 私は皆さんのご意見と違うのですけれども、全体と1章の1番目と2番目の方、それから3番目の方も4番目の方も含めてなのですから、やはり、1人目2人目の方については、痛いところをつかれたなという思いが私にはあります。というのは、勿論書いていないわけではないのですよ。色々なところを皆さんで作ってあげてきて、入ってはあります。ですが、これは最初から言っているように、例えば、家を建てるにあたってこんな木材使います、こんな鉄筋を使います、こんな花を植えます、というような家の一つ一つのことは細かく方向性を示したのですけれども、結局家はどんな家なの、ということ言われているのだと思うのです。歴史を感じさせるような和風の落ち着いた家にしたいのか、いや先進性を取り入れた洋風の最新機器を備えたモダンな家にしたいのかという様に、本当にどういうものにしていきたいのかという全体のイメージが湧かない、と色々な方たちに言われているのだと思うのです。それで私は、手直しするのではなくて、ある部分、やはり追加が必要ではないかと思うのです。それは個々の話に入る前の、本当に基本テーマのところ。例えばP15の「3-1 景観づくりの目標」のところに、「枚方の様々な景観要素」という、これも一番大本になる、景観を考える時の出発点になっていますから、ここはいきなり出てきているのですけれども、やはりここは重要ですよと言っていたところと、それから下の「景観づくりの目標」のところの、「枚方の新たな魅力をつくる」というこの言葉がやはり前から使われているのですけれども、噛み砕きがないのですよね。ですから、ここをもう少し整理する、あるいは足し込むことで、全体が見えにくい、それから、どうしたいの、と皆さんに言われているところが、もう少し明確にお伝えすることが、プラスとしてできるのではないかと思うのです。ですから、今あるものを何もどうするということではなくて、プラス、そこに少し加えることで見えてくるものが随分あると思うのですよね。例えば、お一人書いていらっ

しゃるように、景観というのはものだけではない、気持ちなのですよ、というところの反映が、そこに文言としてもあるべきかなと。それで、そういうものが伝われば、例えば3番目、4番目の方たちの、逆にそういう意見というのは今ここでは出てこないと思うのですけれども。こういう夢あるものも入れて、イベントも入れて、というのは、そういう未来に広がっていくようなものがここには無いのじゃないの、ということを言われているのではないかと思いましたが、そうではないのですよ、こういうものを目指しているから、今はこういうことを落とし込んで決めていっているのですよ、ということが分かるように、やはりきちんと答えを返してあげる、ということが、このe-アンケートを見ていて大切なのだと私は思います。だから、景観が何かということ、これを読んでいると市民自身がまだまだ理解していないと私は思うのですね。そういう中で改訂版を出していくにあたっては、ビジョンを少し付け足す、それから、回答としては、先ほど先生がおっしゃったように、こういうふうなことで他の部署にも絡んでいる、これこれ景観ではないということ、きちんと言えていくということも今の段階ではすごく必要ではないかと思えます。

下村副会長： こういうことを書かれる方は、市全体としてのご意見を書かれるというのは先ほどおっしゃった通りかと思うのですが、そこで、景観面で何ができるかというのを具体的に全部書いていくのか、というところ、私は木下委員の意見には反対で、先ほど岡委員がお話されたように、やはり、その面に関してはこういうふうな取り組みをやっていきます、ということをお示しする。これにまだ更に、今まで議論してきたものをもう一度見直せ、というような話をされたかと思うのですけれども、もう少し具体的に何を書くのかというのを示していただいて、皆が納得できれば追加したら良いと思うのですが、具体的にこの景観づくりの目標の説明というのを、もう少し、どんな内容を景観形成の課題までに入れておくべきだとお考えなのか、逆に教えていただきたいのです。ずっと地域別の話を後ろに書いていますよね。これの、何を入れるというお話をされたのでしょうか。

木下委員： 私は、ここに既に示してあるという皆さん方に、逆にそれをお聞きしたいのですけれど、皆さんはこれを何だにご理解されて納得していらっしゃるのですか。

下村副会長： いえ、これをずっと今まで審議してきて、報告書としてこういうところまで出てきたわけです。それで更に、これが出た段階で、まだこの下に何かいるのではないかという、その何かという話をされたので、それはどういうことなのではないかというご質問をさせていただいたのですけれども。

木下委員： ですから、枚方市として景観をどういうふうと考えていくのかということ、もう少しここに書いてある言葉に対して、噛み砕きの言葉を付け加えたらどうでしょうか。それは、皆さんが今こういうふうにしようと思っていることを書けばよいわけですから、別にそれは、私に聞くことではなくて、皆さんが今までそうだと思ってらっしゃることが、ここに収斂しゅうれんしているということですから、それを書けば良いだけのことだと思います。

岡委員： 皆さんはとおっしゃっていますが、この審議会全部で作ってきたものですので、それを、自分はこうだけど皆さんはと言われても、審議してきた過程が無駄になりますよね。

木下委員： いえ、私はここに書いているものを何も否定していないのですよ。これが間違っていると言っているわけではないのです。

岡委員： もう一度、出されている意見が何を疑問に思っ書かれているのかというのを良く見ると、例えば1章の話は、景観基本計画として書いたことではなくて、基本計画に書いてある文言を出してきて、これについて書いていないと言っているのに対して、いやいや、そうではなくて、関係ある部分は書いているけれど、これは基本計画なのだから、と回答案を書いているのです。それと上の意見に関しては、もっとビジョンがほしい、ということを書いているのだと思うのですけれども、ビジョンに関しては、この計画自体が、大きなビジョンそのものを掲げていなくて、かつ改訂版なので、ここで今からビジョンをつくるという話も難しい。だけど方針だけはしっかり作ろうということでここまできています。今の話は、例えば後ろの方の天野川の話でもあるのですが、河川整備と言っているけれど、整備の方向はもっと観光ができるようにするのか、保全型でいくのかという、そこまでの追求をしているわけではなく、基本的に保全のラインで進んでいるのだけれども、例えばこれを観光化しますというビジョンを掲げる場合には、これは景観だけで終わらない話で、観光との関係もあるので、そちらの方でご意見を吸収させていただきますということをきっと書くのだろうなと思うのです。ですから、私たちが今までの議論で作ってきたスタンスを、今変えることはあまり望ましくないのではないかと思います。審議した上で決まってきたことですので。

木下委員： 繰り返しになりますけれども、私は、これを否定しているわけではないのです。否定していないからこそ、ここに対して、例えば、数人の方にせよこのような意見が上がってきて、その読み方として私は、はっきり言って一言で言ったらどうなの、ということが分かりづらいと言われているの

ではないかと思うのです。そうなった時に、ビジョンというものを私たちは今から作れない、方針だけ示したということであれば、私としては、根本的にビジョンが分からないところで方針なんて出せないと思っています。

岡 委 員： 個別ビジョンがないだけで、全体的な方針を出しているつもりですが。

木 下 委 員： それを、もう少し言葉で足せば良いのではないかとやっているだけなのです。ですから、今皆さんが言ってらっしゃることを、もう少しだけ言葉を足せばよいのではないかと思うだけで、新たな要素とか、新たな視点とか、そういうものを加えてくださいと言っているわけではなくて、もう少し歩み寄りませんか、もう少し言葉を足しませんかということなのです。

下 村 副 会 長： それは、具体的に何を書くのですか。

木 下 委 員： 何を書くって言うこと自体がおかしくないですか。だって書くことはあるはずでしょう。

下 村 副 会 長： いや、だから、何を書くのですか。みんな分かっているのですよ。

岡 委 員： みんな言っておられることが分からない。

山 下 委 員： 木下委員は、基本計画に付け加えなさいと言っているのか、どう回答するかという回答に付け加えなさいと言っているのか、どちらですか。

木 下 委 員： 私は、基本計画の本体に、と言っています。

山 下 委 員： 基本計画はできたということだったでしょう。前回の会議で、基本計画はできたということでeアンケートにも出しました。ということは、余程のことがなければこれは変わらないと、私もそういう理解のうえで、どう答えるかということで発言しているのだけど、木下委員はこれを変えなければいけないということですか。こういう意見が出たら基本計画を変えなければいかんと、直接すぐにつながりますか。

木 下 委 員： 私はこれを読んだときに、根本的な部分が残っているからだと理解したのです。少人数の意見ですけれども。そのときに、皆さん変えるとおっしゃるのですが、変えるのではなくて、ほんの少しの部分に足すだけといった努力ができないでしょうかとお話しているのであって、これはもう変えないです、ということが前提であったならば、私としてeアンケートをす

ることの意味がよく分からなくなってしまう。e-アンケートをしたということは、市民の皆さんに基本計画に対する意見を聞いたわけですね。それは、聞いたことの中で良いこと、取り入れて改善できることであれば取り入れるという前提ではないのですか。

下村副会長： いや、入れたら良いのですけれど、何を入れたらこれは理解できるとおっしゃられるのですか。

木下委員： 私は、ここに書いてある「枚方の新たな魅力をつくる」ということに対する新たな魅力の捉え方が結局皆さんバラバラで、ある方は天野川をもっとポテンシャルでもっと押し出したらいいのではないかという具体的なテーマを持ってきている方もあるわけですね。でも私たちは違くと、そういうことも含めて、

岡委員： 違わないですよ。それはきっとこの延長上にあるかもしれない。決めていないだけで。

木下委員： ごめんなさい。言葉を間違えました。だから、そういうことも含まれるのであれば、この目標のところ、枚方の景観を、例えばどうしたいのかと言われたときに、では何と答えるのですか。それは、これを全部読みなさいということではなくて、

吉川会長： ですから、枚方の景観を横に繋いで全体を、というのはかなり難しい話になりますけれど、一応は大きな枠組みを我々は定めていて、今度は地域別にブレイクダウンしているし、テーマ別にブレイクダウンして、方針を示しているわけです。そうすると、魅力というのも多方面に広がるわけです。ですから、「新たな魅力をつくる」という大きな目標はあるのですけれど、それは1つではないのです。解は1つではないわけです。

木下委員： ですから、そういうことが、この方たちには伝わらないから、こういうご意見が上がってきているのではないかと思ったので、そういうことを少し足してあげたら良いのではないかというのが私の意見なのです。しかし、そうではなく、これはこれでガイドラインとして導いてあげて、これで回答としては良いのではないかということであれば、審議会でそう決められたら良いと思います。ただ、私は意見を求められるならば、もう少し歩み寄れるなら、もう少し理解が届くような努力を、少し、この人たちに言われたからではなくて、やはりそういう反応もあったのだと私たちが受け止め、もう少し足せるところも、時間もあるのではないだろうかご提案し

ただけです。いやそれは必要ないよと、これは回答だけで良いのですよというのであれば、それでも良いと思います。ただ、意見を求められるのであれば、私はそういうふうに思いますというお話をしております。

吉川会長： はい。平行線になりますので、ご意見として伺っておくということでご了承ください。最初に申し上げましたように、私の印象は、全体的なことについてと、非常に個別の内容という、我々のテリトリーから離れたところのご意見が多いかなと思います。それをうまく、岡先生のおっしゃったように、ガイドするか誘導していけば充分対応可能かなと思いますので、そういう論点でご議論いただきたいと思います。

では、P2の方、2番目の方に対する回答について、ご意見、ご提案を賜りたいと思いますが。

岡委員： よろしいですか。

ひとつは、少し細かいのですが、項目の横が「意見の内容」になっていたり「意見の概要」になっていたりして、これを「意見の概要」に直したらと思います。概要だから言葉尻が少し変わっているのですよね。

それで、枚方パークのことが書いてあって、菊人形のことが書いてあるのですけれども、私としては、枚方市民ではないこともあって、でも関西全体で見たら枚方という菊人形を思い出すにもかかわらず、菊人形の写真がなかったなと思っていたのですけれども、菊人形を例えば景観資源としてこれから使うということを考えるのは結構難しいところでして、これは歴史的には、もともと菊人形は千里山だったのですよね。そういうことから、民間の動きによって変わるものなので、書き方として回答案のうしろ5行の部分、菊人形につきましては云々で、「枚方市を代表する花として」という表現がありますが、これは書いて大丈夫なのですか。枚方市の花って別にありませんか。

事務局： 菊と桜が枚方市花です。

岡委員： 分かりました。ただ、ここでの意見は花のことを言っているのではないと思うのです。言っておられるのは菊人形である文化とか工芸とか、それをもっと活用しませんかというようなことですので、活用してもっと観光的にアピールしたいとか、そちらの方に譲りますというふうな書き方をした方がいいかなと思います。

吉川会長： 枚方パークは、僕は良く知らないのですが、菊人形をやっているのですか。やめたという話を聞きましたが。

事務局：やはり職人さんの高齢化や後継者不足で閉幕されています。現状は「市民の手で伝統の継承を」と市民参加によるボランティアで発足した「ひらかた市民菊人形の会」が、手作りの菊人形を市内に展示していただいているという状況です。花の菊に関しては、市駅周辺で菊を展示するようなことをしていますし、菊フェスティバルというものもあります。

吉川会長：総合計画に「文化観光資源」と書かれているので、どうもそれが十把一絡げになっていて、文化と観光がセットになっているという話になっていますが、いわゆる文化財といっても、有形文化財があれば無形文化財もあるわけで、それと観光と、という話になってくると、ちょっと景観というジャンルから離れてしまうと思います。勿論、景観資源が観光資源になり得る可能性はありますが、景観基本計画に書く内容かというのと、少し違のかなという気がするのです。こういう主旨で回答を考慮いただければと思います。これについては少しテリトリーが違うような気がします。

山下委員：今、項目2に入っていると思いますけれども、この回答案の文章を見ると、全体として「努める」「目指す」「図る」といった、いわゆるお役所言葉が並んでいます。ただ、それでしか言えないこともあるということは良くわかります。審議会の中でも、枚方市駅の辺りはどんなふうにするのか、という議論をしたときに、今見えている計画と、あまり具体的に言えないものとありますので、「努める」「目指す」「図る」という文言を使わざるを得ないのかもしれませんが、これは市民の皆さんから出た意見の回答として用意すると考えますと、温かみが全く感じられない文章だなあと感じるわけです。我々は何も悪いことしていません、精一杯やっております、どうぞご理解くださいと一貫しており、例えばここで「良好な景観は、市をはじめ……」云々の3行では言わずもがなのことを書いて、次の3行の「今後も、よい景観をさらにすばらしい状態で、維持していくことの合意形成を推進していく仕組みをつくるなど明らかにしています」では、何を言っているのか良くわからない。日本語を理解するだけで読む方は、もっと短い言葉で言ってくれとなりますので、短く言えることはもう少し短くしていただいて、もう少し温かみを感じられる言葉で、お役所言葉できるだけ避けて、あなたの質問に対しては真摯に答えますよ、という回答にするのが良いのではないかと思います。

例えば、枚方パークの菊人形が復活すればいいなあと、市民は思っていますよね。枚方の良い所を宣伝する最大の目玉が枚方パーク、菊人形だったわけですからね。それが無くなったのは寂しいので、方向性としては、例えば実現できるものなら実現するように市としては頑張っているのだという、何かそういうニュアンスを出すのは難しいですか。

事 務 局： 市としては、やはり一定の方向性が出ているのかと思っております。

山 下 委 員： なるほど。抽象的な意見で恐縮ですが、もう少し温かみのある文言を使って、言われた人が「ああ、そうか」と思えるような形で書いていただければと思います。以上です。

恩 地 委 員： よろしいですか。

菊人形も1体か2体、市駅周辺に作られていますね。菊も沢山飾られているのですけれども、一般的にはやはり、枚方パークと菊というのはリンクしていると皆さん思っていると思うのですね。市民も、枚方市民以外でも。その中で、これは無理なのかもしれませんが、ここで書くべき回答ではないと思うのですけれども、疑問なのでちょっとお聞きしたいのですが、市と枚方パークがタイアップして、それをそのまま枚方パーク内に展示するということは無理なのですか。

事 務 局： 市民が作られた人形ですか。

恩 地 委 員： 人形とか、菊も展示されていますよね。10月にオープンしましたよね、駅のところに。そういうのを、枚方パーク内に、枚方市と枚方パークが協力してというのは全くの不可能な話なのですか。

事 務 局： まず、菊人形ですが、ボランティアでやっておられる人形をパークの中で、というのは非常に難しいと思います。ただ、今、確か駅の付近にも展示させていただいたりとか、色々やらせていただいております。あと、市民の皆様で実行委員会を立ち上げていただいて、菊花展、あるいは菊フェスティバルということで、菊の行事をやっております。それは市民の皆様と一緒に、市単独でやっているのではなくて、全体でやっておりますので、その場所については駅周辺、あるいは枚方市の中でやるということで、させていただいております。

恩 地 委 員： その事情はよくわかるのですけれども、敢えてそれを一緒にというのは、やはり不可能に近いのですか。すぐにはなかなかかと思いますが、いつもできないかと思っております、景観の問題とは違いますが一度この場でお尋ねしてみようかと思いました。

事 務 局： 担当している部門には、こういう意見があったとお伝えさせていただきます。

恩 地 委 員： すみません。お願いします。

吉川会長： いえいえ。僕自身は、これは枚方パークをどう考えているの、とおっしゃっているのではないかと思います。菊人形というのは書くべきと思うのです。従って、回答のあり方をもう少し考えないといけないのではないかと考えています。

木下委員： すみません、このeアンケートなのですけれどね。根本的に、まず最初にお聞きしたように、eアンケートをとった目的というのは、皆さんのご意見をできれば反映するという前提ではないのですか。

事務局： 寄せられた内容で、反映すべき内容であれば反映しますし、それに至らないようなものであれば、例えば今回のようなケースで、市に寄せられた、市の色々な施策に関するものであれば、将来的には調整を経てお答えするという事です。

木下委員： ということですよ。ですから、感想を求めているわけではないですよ。私たち、こういうものを作りましたから感想を聞かせてくださいということではなくて、やはりご意見を求めているわけですよ。eアンケートというのは。その中で、ひとつ、意見が4つしかなかったということに関しては、やはり少し問題があると思います。知らしめ方に関しても。それから、もっと言うなら、景観に関する認識など、市民の方は関心をあまり持っていないという部分もあってこれなのかなというふうに、色々、読めるのです。それで、先ほどからおっしゃっているように、例えば、一つひとつのことにに対していちいち何かをするということではなくて、きちんとその中の本質的なことを捉えるということであるならば、この方たち一つひとつの意見に一つひとつ答えるのではなくて、例えば、このような意見がありました、それに対して私たちはこういう回答をします、ということではダメなのですか。例えばそういうやり方もあると思うのです。私たち民間がやる時は、そういうものを読みこなして、本当に言葉尻ではなくて、言葉の本質的に何を言っておられるのかということ、一生懸命私たちは考えて対策を取ります。ですから、こういうものに対しても、例えば一つひとつ丁寧にお答えしてあげるといのは行政としては大事だと思うのですけれど、4名の方だから一つひとつ丁寧に回答していかれているのだと思いますけれど、例えば4人の方がおっしゃることに対して、ビジョンというものはこういうふうに考えていまして、こう落ちていますよ、こういうことに関してはここを読んでください、それで例えば、具体的に言っているような天野川や枚方パークに関してはこういう部分に関連しています。こういうふうなお答えのあり方が本来かなと思うのですけれど、これはやはり一つずつ、それに対して具体的にお答えしていくという回答

の方が良いのでしょうか。

事務局： 原則、一つひとつお答えするということになると思います。ただ、同じ方でも、例えば2つ目、3つ目、4つ目が同じ趣旨であれば、統合してお答えするケース、あるいは3人目、4人目の方が同じ質問であれば、一括りにしてお答えするケースがございます。今回はこういう形でご提案させていただきます。

木下委員： 私がやはり一番思うのは、どういう告知方法をされたのかというのが分からないのですけれども、なかなか広まっていなかったのか、それとも、ひとつは関心がやはり薄いのだなど、これを見ていて思います。そこまで皆さんが意見を上げてこられない、それから、上げてこられた方も少し、例えば違う話をされている。このようなことを考えると、やはり景観というものの自体の認識、何が景観であるかという捉え方がまだまだ人によってバラバラであったり、違うものであったり。ここでおっしゃっているように、いや、気持的なのも含めて景観でしょう、とおっしゃる方もいるし、色々な、枚方市民としては意識も低く、捉え方もバラバラだという問題がこれで見えると思うのですね。色々な見方があるとは思いますが、ですから、そういう課題は今後私たちが進めていく中では、大きな視点としては読めるのではないかなと思います。

吉川会長： ですから、そのために、基本計画の5章に、市民の役割、事業者の役割、行政の役割とありますが、その推進体制の中に、専門家だけではなく市民を含めた様々な施策を記載しておりますし、昨年からは、この基本計画をまとめるにあたり懇話会をやってきておりますね。懇話会に参加されている方もおられて、基本計画がまとまるということは、少なくとも数十人の方はご存知だという前提もあるわけです。そこで、4名の方しか回答されていない、というところも、それは広報不足かも知れませんが、逆に言うと、4名の方がこの基本計画に対して反応されたということも、事実であると思います。

2人目の方の4章についてはいかがでしょうか。

山下委員： いろんな、各種回答があるなかで、私は市民としてこの4章の回答を読んでいまして、わかったという気持ちになりましたので、これはこれで良いと思います。

ただ下の5章の回答が、国だ大阪府だ連携だなんてことを、この人は聞いているわけではないと思います。市庁舎内の全部門が意識改革し、指導にあたってほしいということ言ってるわけですから、これは回答として

は、「そのようにいたします」が、回答だというふうに考えます。「そうか、そのようにやってくれるのだな」というふうに読む人は読みますからね。そんな感じで良いのではないかと思います。

吉川会長： 実はその辺のところも、我々のこの基本計画というのは、いわゆる従来の、縦割りというと語弊があって、市役所内の方に怒られると思うんですが、部門・部門ということではなくて、部門を横につなぐよというのがコンセプトにあるわけですが、実はご指摘のところを狙って基本計画はまとめられている、というようなご回答でいいかなと思います。

岡委員： 4章のところ少しあるのですけれども、始めの2行のところ、「景観保護は重要であると考えています」と書いてありますが、これをもっと具体的に、景観形成区域に指定してこういうふうな景観形成の方針をちゃんと持っていますというところまで書かれてもいいと思います。実際ありますから。そう書いたうえで、こういうことも多岐にわたってやっておりますという事実を書かれたらいいと思います。

事務局： 今後、景観計画の中で、東部景観区域として定めますので、この段階では難しいと考えます。

岡委員： そうですね。けれども、「そういうふうに目指します」は書けますよね。そういうふうに案としては書いてありますよね。だから、そっちを見てというのもありですし、案の中にはこう書いてありますというのも良いかと思えます。

下村副会長： すみません、1点だけ。4章の回答のいちばん上なんですが、景観保全の方がいいと思います。具体的に言うと、保護だと何にも触らないということになりますので。

吉川会長： 次に3人目の方のご意見は具体的なものに対する対応ということになると思いますが、ご意見・ご提案、どうすればよろしいでしょうか。

山下委員： 回答がもっぱら、五六市に集中した書き方をしておりますが、この五六市に関して言えば、市役所としてそんな積極的にやったわけではないように聞いているんです。市民の力がいかに大切かということ、はっきりと示したイベントというか姿であり、その五六市が発展したのとあそこの電柱を取っ払ったのがだいたい同じ時期になっているんですけど、それは相乗効果を果たしているというふうに私は感じているのです。それを上手

に組み合わせて、市民の力の大切さと行政の枚方宿に対する推進力と、そういうことが相まってできた形なので、これは将来的にも育てていくんだけれども、この意見を寄せている人が言っている他の項目についてもチョイスはしていくにしても、市民の皆さんの力と行政とを上手く連動させて、それが歴史的資源を守ることになったり、景観を守ることになったりするのだろうと、そういうふうにはここは書いたらどうでしょうか。

吉川会長：最後のところの「五六市にふさわしい歴史的資源をいかして」でなくて、歴史的資源があったがために五六市が起こったのではと考えます。また、過度なイベントというのは、実は都市を疲弊させてしまうのではないかなという気がしています。

山下委員：私は、先生の意見に賛成です。あまり発展するのはよろしくない面もあるかと思うのですけれども、先ほども言いましたように、市民の力ということ象徴していますので、そういうような切り口からこの五六市を取り上げられて、また、電信柱を取っ払ったことは必ず書いていただきたい。

吉川会長：それも先ほど岡先生がおっしゃったように、そのためには基本計画の5章に市民との協働という部分を、我々基本計画として挙げていますということここをここで伝えていただければ良いのかなという気がします。

木下委員：あと、この方は枚方宿プラス、ビオトープの話とか河川敷の話がされているので、この辺もどうするか気にされているんだと思うんですね。だから、そういうことについても、こういう方針がありますよとか、そういうこともここに表記されていますということも示してあげれば良いと思います。ビオトープみたいなことが、また、どこかで発展的に起こりうることも含めて、希望的なこともたくさんありますから、そういうふうを書いて差し上げたらどうかと思います。

下村副会長：細かいことで恐縮なんですけど、「まもる」が漢字になってたり、なっていないとか、上から3行目、「豊かな自然や歴史」のカッコはいるのかなとか、ここでは無かったですけど、先ほど岡先生がおっしゃっていた、「枚方市駅周辺再整備ビジョン」は、これはきちりとした施策ですのでダブルカッコにして、1頁目にもカッコを入れておくとか、全体的に統一されていない印象です。その辺は、1個1個指摘していると時間がないので、そこはしっかりとやっていただきたいと思います。あと、5行目、「枚方を象徴する自然風景」で、ここだけ「風景」を使われているのですけれど、「景観」でいいのではないですか。あと「記憶・地域の個性をし

て」これは間違いですよ。ね。「して」は、いらないうですよ。ね。「個性を活かしていきます」でいいですよ。ね。あと、木下委員がおっしゃったように、川とか自然のビオトープに触れておく方が、親切丁寧かなというふうには思いました。

岡 委 員： すみません。今、気がついたので言うだけ言っときます。基本計画のP59の地図に枚方宿が抜けているのです。色塗りがされていません。前の頁には入っているのですけれども、これは抜けてると思います。

山 下 委 員： 枚方宿で、かなり広い土地がさら地になりましたよね。枚方市駅に向かう左手ですけど、広い土地が街道沿いにできていますが、あれは何になるのか把握されていますか。

事 務 局： 戸建て住宅です。

山 下 委 員： 戸建てはもう工事に入っています。戸建てとは別に広い土地ができていられるでしょう。それについて私が聞きたいのは、あそこは高さ制限をしている地域でしたでしょうか。景観を案じているのです。何ができるののだろうか。3階くらいまでは既にあると思うのですが、高さ制限のない地域ですか。

事 務 局： そうです。枚方市内では高さ制限があるのは、低層住居専用地域だけでして、もちろんこの場所であっても、日影の関係ですとか斜線制限もありますので、狭いところだと背の高いものは建たないです。

吉 川 会 長： それでは、最後の頁の4人目の方のご意見について、いかがでしょうか。

下 村 副 会 長： これは、皆さんにご意見を聞いてからの方がいいと思うのですが、「今後、いただいたご意見を参考にしながら、」とありますが、「今後、地域性や歴史性を活かした良好な景観形成に努めていきます。」だけではだめですか。やっぱり参考にした方がいいのでしょうか。書いとく方が丁寧で親切な気はするのですが、こういう方法で行くのかなと思われるのではないのでしょうか。

事 務 局： この意見をいただいているのが都市整備部だけでなく、市全体で共有化していくことになると思うのです。ですから、それぞれが事業を行う中でいろんな判断なりがでてきますので、一般的にはこういう書き方をしていると思います。

下村副会長： 良いかなとは思いますが。

山下委員： 活かしたというのと、活かしつつというのがありますよね。今の先生のご意見だと活かしつつの方にしとくといいと思います。

吉川会長： 地域性とか歴史性は活かしていきたいのですが、このご意見のような活かし方ではないわけです。非常に表層的なところでのというのがある種、進んでいきますと、キッチュというかゲテモノになってしまうわけで、そういうようなものが世の中にいっぱいあるわけです。単なる過去を表象するようなものを現代的に蘇らせてということになってくると、これはかえって間違いのもとになってしまいます。

山下委員： 先ほどの意見は撤回します。

吉川会長： 主旨は、地域性や歴史性を活かすということなので、ただそれを指示通りにやれと、という話だと思います。

山下委員： 愚問ですが、駅の名前と景観形成は密接に連動しますか。変な名前を付けたらということになるのでしょうか。京阪電鉄は四条・五条の駅名を変えましたよね。ちょっとしゃれた地域性のある名前に。面白いなと思って乗るとき見ているのですけど。何て読むのか知りませんが、天津橋前・逢合橋前・天の川交差点、天の川交差点というのは洒落ているなと思います。こういうのは、やめといた方がいいということになるのでしょうか。

吉川会長： いえ、それなりに議論を進めて、こういうことは市民が納得しないといけないわけですし、アイデアをぽっと出してそれが独り歩きするというのが大きな間違いのもとになるかなという気はします。

岡委員： 私は、むしろ前半で景観的にこの場所は大切だということ認識しているということを書いて、後半については、1つのご意見として伺っておきます、伝えておきますみたいな言い方がないかなと思うのですが。中には面白い話もあるのだけど、景観の話じゃ取り組めないことも多いので、それを景観形成に努めますで済ませるのではなくて、景観としてはここではこういう取り組みをちゃんとしており、いただいたご意見に対しては、今後の市政の参考にしていきますみたいな、発展的なしまい方にしてあげたらいかがでしょうか。文章で書くと難しいですが。

木下委員： 文章で気になると言えば、この「七夕伝説の川にふさわしいロマンを演

出し」とあるのですが、ロマン演出の川でいいのですか、天野川は。

事務局： この表現はP103の文章を引用しています。橋の形態はですね、欄干を途中で少し膨らませて、そこで男女が語らいをできるような、そういうコンセプトで橋梁の設計とかをやったという形になっていまして、この文章はそういうコンセプトを踏まえてということになります。

木下委員： P103の文章をそのまま持ってこられているのですね。ただ一部が全体に見えますよね、この書き方だと。

岡委員： P103の上の文章だけでいいのではないですか。「枚方の中心市街地を流れる七夕伝説にふさわしい川を活かしたまちなみの形成を図ります。」と、これくらいで答えられたら良いかと思います。

木下委員： 天野川は、P103～104のこの3つのゾーンに関わっていることなので、この3つのゾーンをくくっているそれぞれの要素として書かれていることを、1つにしたら良いのではないですか。今、3つあるゾーンの中の、要素の中のまた更に一つひとつを引っ張って文章を持ってこられているので。天野川自体はこの3つのゾーン全体に掛かることですね。

下村副会長： 岡先生が前の時におっしゃったように、天野川も河川景観形成地区に指定していく予定です。だから、積極的に景観形成に努めますとさっきと同じようでもいいかもしれないですね。

吉川会長： 事務局には大変ご苦勞かけますが、だいぶご意見が多岐にわたって出ておりますので、一度ご修正いただいて、最初にご意見が個々の文言だけであれば私にご一任いただくかと思っていたのですが、皆さんの方がいろいろ思いもありますので、一度作られたものを各委員に確認していただいて、それを集約していただくという形で、最終的に私のほうで取りまとめさせていただくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。なるべく皆さんのご意見を取り入れる形で、市民へのご回答という形にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

木下委員からもご指摘があったのですが、過去4回にわたり審議してきましたこの基本計画の改訂版についての内容は、基本的にはこれで完了となります。個々のところは、いくつか修正を入れていかないとと思いましたが、それについては委員の皆様の方から事務局へお話を持っていってもらえればと思いますが、最終的にはわたくしの方で確認させていただきたいと思っております。次回は11月の予定ですが、この審議会場で市長に答申をする

ことにしたいと思えます。このアンケートの議論をする中で、こちらの方にして、いろいろと深まってきたのではないかという気がしております。

それでは、次の審議案件第2号「枚方市景観計画(素案)及び景観条例(素案)の概要について」事務局より説明をいただきたいと思えます。

事務局： まず、専門部会でご議論いただきました内容について、景観計画にそって、報告します。

8月29日開催されました都市景観審議会専門部会での審議内容について報告いたします。専門部会は、4名の委員の出席により、午前10時から12時まで開催されました。第3回都市景観審議会での資料に基づき、議案第1号として、枚方市景観計画(素案)及び景観条例(素案)の概要について、ご議論いただきました。

区域の設定や、届出の対象となる建築物等の高さの基準など、対象の範囲の妥当性、色彩規制の水準やあり方など、多方面にわたり、特に専門的な観点からの検討をしていただきました。

専門部会では、第3回都市景観審議会での資料の枚方市景観計画(素案)の概要にそって、ご議論いただきましたが、本日は、枚方市景観計画(素案)をお示ししておりますので、それにそって、報告をいたします。

まず、P2の1-(1)景観計画の区域ですが、枚方市全域とすることで、原案通りで、特に、ご意見はございませんでした。

次に、P3の1-(2)-②景観形成区域、P4の1-(2)-③景観重点区域についても、同様でございます。但し、事務局のその後の検討事項として、明確にした点がございます。P2 河川景観区域のうち、穂谷川沿岸区域でございますが、その終端を、東部景観区域までとしております。これは、穂谷川につきましては、第二京阪道路を過ぎ、少し上流のところまでが1級河川でございまして、そこより上流は、川幅も狭くなり、景観としては、東部景観区域の特徴に包含されると判断したものです。また、天野川沿岸区域でございますが、交野市域との境界は河川中央部になることや、第二京阪道路の沿道区域との関係でもう少し正確に図面を修正いたします。ただ概要でございますことから、制約もありますので、次回の審議会には、2500分の1の図面で、区域をお示しいたします。

次に、届け出対象行為ですが、P10をご覧ください。一般区域及び景観形成区域の届出対象行為及び対象となる規模を、示していますが、一定の規模を超えるものが対象となることから、「規模が小さくても、問題のある色や形態の建築物などを指導の対象にはできないか。」「現在の要綱では、景観誘導のガイドラインを示されており、市の窓口で統一した指導ができるようガイドラインの準備をすることが望ましい」とのご意見をいただきました。これには、条例におきまして届出対象以外の建築物等についても、

景観計画に適合するよう努力義務を課すことを予定しています。また、現在のガイドラインの改定を今後予定しており、その際には、景観基本計画や景観計画を反映したものとなるよう、来春に向けて準備します。「幹線道路など、目立つところでは、奇をてらったような施設が出現することがある。こうした建築物の規制はできないのか」との意見をいただきました。これには、今回から、国道1号を新たに景観の届出対象とすることで、大阪府の条例よりも厳しくしたと説明し、原案通りで了承されました。

次に、P12、区域別の景観形成基準については、「著しく突出した意匠としない」とあるが、このようなあいまいな表現で指導ができるのか」とのご意見があり、「この基準の具体化は、官庁街や界隈性のある商店街など、場所によっても異なる」「基準の表現は抽象的にならざるを得ない。このため、基準の記載ではなく、設計者が景観にどのような配慮をしたのかを記載して提出をするチェックリストを作成することやガイドラインなどを活用するとよい」「景観形成基準の記載内容がどの区域も似ているが、基準としてそのままであるのなら、ガイドラインに地域特性の記載を」とのご意見も出されました。これには、ガイドラインの改訂と、現在も活用しているチェックリストの改定を行うことで対応することとします。

次に、P18の色彩基準については、「橋梁や遊園地の色彩には、今回の基準を超えるものがあるが、場合によっては現状のまま認めるのであれば、緩和規定を記載する必要がある」「野球場などの大規模なフェンスも、今回の基準を超えるものがあるが、今後は、色彩の基準に従ってもらうことで、景観条例、景観計画の効果といいますか、それが、市民にも理解されるいい機会になるのではないかと」「N系の基準は設けないのか」「枚方宿地区は、色彩規制は、外壁だけでなく、屋根も対象に加えるべきである」とのご意見が出されました。

色彩基準の値は原案通りとして、了承され、枚方宿地区の屋根等は規制対象とすることを明記することとなり、P18下段の表 二つ目の○に記載しました。また、ランドマーク的な施設などいくつかの例外が想定されることから、良好な景観の形成に特に配慮したものなどは、十分に周辺との調和が図られたものと市長が認める場合は緩和できることとします。ただし、この場合であっても、必要に応じて、審議会のご意見をお聴きすることとなりますので、よろしくお願いいたします。それぞれ色彩基準の表の下段の方に影を入れて、変更をお示ししております。

次に、P20、景観重要建造物、景観重要樹木については、「具体的に指定の対象を考えているのか」とのご質問があり、特に現在のところはないと説明をいたしました。「全国的に事例も少なく、規制の厳しさとの関係で補助制度がないと厳しいのではないかと」と課題の指摘がありました。内容は、原案通りで了承されました。

次に、P21、屋外広告物の表示等に関する事項は特にございませんでした。

次に、P22、公共施設等の景観形成の方針については、公共施設が景観の形成に重要な役割をはたすことから「景観形成の方針にとどめ、基準は記載せず、景観の重要性を周知し、事前の相談などを行うことが重要である」とのご意見をいただきました。公共施設の計画段階から、景観について検討していただく、例えば景観アドバイザーの活用などの仕組みを作ることとします。

続きまして、本日お配りした資料2の枚方市景観条例（素案）の概要について前回お示しいたしました変更点の説明をいたします。

景観アドバイザーの活用の記載について質問があり、また、景観審議会、専門部会、景観アドバイザーの役割についてご意見がありました。また、「今後、色彩の変更命令など、審議会の意見を聴くようなことが想定されるのであれば、法律家を入れることが望ましい」とのご意見もありました。景観審議会と景観アドバイザーの役割分担は、一般的に、良好な景観形成のために基準を超えて、より良いものへと誘導を図るのが、景観アドバイザーで、基準を一律に適用できない、または、一律に適用することが逆にふさわしくないなど基準の緩和にかかることは、審議会とと考えています。今後、条例作成の中で具体化を図ります。以上が、専門部会でご検討いただいた内容です。

それでは、景観条例（素案）の概要について前回以後の変更点を説明いたします。良好な景観形成を進めるの項の黒点3つ目の一定の規模以上の開発行為の届出については1haとし、枚方宿地区は500㎡として、すべての開発行為を対象と明記します。次の地域特性に合わせた景観形成を図るでは、図を改め市民等による景観形成準備会の設立、景観協定または、景観形成協定の締結、それらの協定に基づく景観形成推進団体の設立の流れを示しました。それぞれの段階で、市が認定や法に基づく認可を行うことで、景観基本計画、景観計画に沿って良好な景観が形成されるよう市民団体への支援もふくめた仕組みを作ることとします。そして、その成熟度合いに応じて、景観計画に位置づけることとします。

さらに、変更点としては、下から2行目、歴史的景観の保全を図る（歴史的景観保全地区及び、地区内の歴史的景観建造物の指定等に関することを定める）としております。これらは、現在の枚方宿地区で進めている、町なみを整備する取り組みを継承しようとするものです。

次頁の良好な景観形成にかかる支援を定めるの項では、市民による景観への提案が図られるよう、景観に関する情報提供や他都市の事例研究に積極的に取り組むこととします。建造物保全などへの支援では、景観重要建造物や歴史的景観建造物への支援を定めます。景観アドバイザーの活用では、主に、事業開始前の事前相談や事前協議の段階において、より良い景

観形成に向けた誘導を図るために、活用するとしています。これらについては、景観形成の実効性を高める項の中で、事前協議の※1のところにそうした表現を加えております。必要に応じて事前協議が行われた場合、景観アドバイザーの活用あるいは景観審議会へご意見をお聴きします。また、道路、公園の公共建築物にいたしましては、積極的に景観アドバイザーの活用を図り、良好な景観形成の先導役を果たす、こうした旨を条例の中に記載をしていきたいと考えております。

フロー図の下段の審議会の意見を聴く項ですが、点線と実線の場合があります。実線は必ずお聴きする、点線は必要があればという形で使い分けを考えております

次に、景観審議会についてですが、権限につきましては、前述のほか、計画の策定、変更、提案に対する意見も含まれます。構成につきましては、専門部会で、法令に関する専門家を加えるべきとのご意見をいただきました。また、景観アドバイザーに関しましても、審議会との関連も深く、連携がうまく図れるような配慮が必要とのご意見もいただきました。また、勧告、公表、変更命令は、審議というより審査の色彩が強く、専門的な見地や他の行政事例との整合性が必要となるケースも想定されることから、先日の専門部会のような構成で、審議していただき、その結論を持って審議会全体の決定とするような規定も考えています。これが、部会等という記述になっています。以上でございます。

吉川会長： ありがとうございます。今日、若干訂正の部分をいただいているのですが、委員の皆様には既にお渡ししているかと思えます。それでは、ただいま事務局より説明のありました件について、ご質問やご意見、ご提案など、意見交換をしていきたいと思えます。まずは、景観計画(素案)についてご意見やご質問を賜りたいと思えます。

多田委員： 時間がないので手短かに。P18の色彩基準のところ、重点区域以外と重点区域に分けられたということですが、下の重点区域のところの但し書き3つ目の丸のところ、上の重点区域以外と違うのは、重点区域ではサブカラーは認めていないということよろしいですね。その時に、※のところが気になるのですけれど、「アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。」とあり、サブカラーを1/3までOKにするというふうに取り取れるので、ここは消した方がいいのではないかなと。強調色であるということを使いきって、サブカラーは削除した方がいいのではないかなということが1つあります。

それから、参考にお聞きしたいのですが、P10・11の行為の制限に関す

る届出の範囲で、大阪府で議論になっているのですが、例えば、廃棄物とか再生資源とかの積み上げが郊外に結構ありますよね。ああいうものが景観で縛れないのかということをおっしゃっています。これは景観ではなく、私は廃棄物行政の方じゃないかと、廃棄物の処理法とか公害とかそちらの方じゃないかと思っていたのですが、よくよく景観法の解説を見てみますと、届出の対象に、選択項目というのがあります、屋外における土石・廃石・廃棄物・再生資源これらの項目があるのです。府内の市町村の景観計画を少し調べますと、具体的には箕面市、茨木市、高槻市、この枚方市の周辺の市町村の景観計画にはこれが入っているのです。枚方市ではこういうことが景観上まずいということで課題とか問題になったことはないですか。

事務局： それにつきましてはですね、今ご説明ありました事例について、高槻あるいは寝屋川といったところで具体的な事例があって、そうした取り組みがされているのかということも、聞いてはいるのですけれども、特にそういった事例がないということであっても、法の中で規定が可能ですよという形で、定められている中でそれぞれの自治体においてご判断されたと思います。本市の場合、私が把握する限り、そういった大きな問題となっている事例というのは、景観上特にないと思っております。

多田委員： 府でも、府の基準に入れるかというのが議論になっているものですから、どちらかと言えば府全体という動きもあるんですけど、各地域特性に応じて、そういうことが課題になる地域と、そうでない地域があるのだなと思っておりますので、参考までにお聞きしました。

吉川会長： 他にご意見ありませんでしょうか。

木下委員： 1点、文言のことなのですが、P2の1章(1)の「区域の区分」のところなのですが、1つ目の丸と2つ目の丸の違いがよく分からないのです。表現を比べてみると、「景観計画のうち」とあるのが、2つ目は「景観計画区域のうち」で、「良好な景観形成をめざし」と「良好な景観形成を推進する必要がある」の表現しか違わないのですけれども、これは合っているのでしょうか。

事務局： 「一般区域」と「景観形成区域」につきましては、届出を対象とする行為の制限については同じです。しかしながら、景観形成の基準について、それぞれ「一般区域」と「景観形成区域」、それぞれ3つの区域がございますが、それに特徴を持たせた基準を定めるということで違いをつけているということになります。

木下委員： 今、言っていただいた内容を書いていただいた方がいいのではないですか。「めざす」か「推進する必要がある」だけしか、文言として違いがないので。

吉川会長： P3に詳しく書いてあると思うのですけれども。

木下委員： 「一般区域」と「景観形成区域」の違いは「めざす」と「推進する必要がある」の区別だけで合わせてあるのですね。これ以外言いようがないということなら仕方ありませんが。

吉川会長： 景観計画区域というのは全域で、それを「一般区域」と「景観形成区域」に分けて、分ける際には基準の適用が変わってくるよということになります。

事務局： そうですね。文言といたしましては、景観形成をめざすという表現が一般のところ、景観形成区域は推進する必要があると、重点景観区域についてはさらに重点的に景観を保全・創出すると、こういう表現でかき分けてあります。具体的な適用は後の、届出の規模を変えていくというのが重点区域とその他の区域、そして、その他の区域の中で、一般区域と景観形成区域は何が違うのかと言いますと、景観形成の基準が異なっていますよということの後ろの方で展開しております。

吉川会長： 今の木下委員のご指摘だと、1行目のところで、区域の区分の「景観計画のうち」じゃなくて「景観計画区域のうち」になると思います。景観計画区域のうちの景観形成を図る区域を「一般区域」とします。そのうちのより推進を図るところを分けて、「景観形成区域」にしているということなのですね。

木下委員： 「より推進する」というのも入れていただいたらいいんじゃないですか。

吉川会長： 市全域になっているところから推進するところを抽出するという話になっているわけです。

木下委員： 1つ目と2つ目で同じ文言に見えてしまうので、1は「めざします」、2は「推進する必要がある」というふうなら、より推進する必要があるというふうに「より」を入れたらいいのではないですかということを行っているわけです。

吉川会長： 「景観計画区域のうち、特に良好な」と、「特に」を入れてください。

木下委員： 1つ目と2つ目が同じ表現になっているので。

吉川会長： 「良好な景観の形成」と一緒なのでということですね。

事務局： 今おっしゃっている部分につきましては、P2のところで性質的なことを書かせていただいています、P3ではそれが実際どこの区域になるかという、区域の説明になっているのです。

木下委員： より詳しく読めば、どんどん出てくるのは分かるのです。しかし、まず頭に、区域の設定はこうですよということを一般の人に示しているわけだから、その示したときに「一般区域」と「景観形成区域」はどう違うのというのが、全く同じ文章になっているので分かりづらいのですということです。

事務局： 今おっしゃっていたP2の黒丸の1つ目・2つ目・3つ目の話ですね。景観重点区域のところは「特に推進する」とありますので、景観形成区域に「より推進する」というような表現で差別化するというのではどうでしょうか。

吉川会長： そしたら、2つ目の黒丸の「景観計画区域のうち良好な景観の形成をより推進する」と「より」を入れるということですね。

事務局： はい。

吉川会長： 市域全域なので、それを3つに分けるということで、用語を適切に選ばなさいということだと思います。

それでは、景観条例(素案)については、どうでしょうか。条例素案の方はまだ、条文化されていませんので分かりにくいところがございますが。

下村副会長： 条例の表面の真ん中あたりに「良好な景観形成を進める」、黒丸が4つ並んでいるうちの上から3つ目、「一定規模(1ha)以上の開発行為の届出を求める」ではなくて「義務付ける」ではないですか。大きな違いだと思うのですが。これは条例で書いて、義務化するのですよね。そこまで書いておかなくて良いのですか。少し法制に聞いていただければと思います。

事務局： 具体的には「届出をしなければならない」という文言になります。

下村副会長： それと、裏頁になるのですが、景観審議会の意見を聴くという下の図の中の景観審議会に「都市」を入れておかなくていいのですか。「都市景観審議会」と。

事務局： 実は今、審議会の名称を新しい条例から、「景観計画」「景観条例」「景観審議会」という名称で、「都市」というのはいろいろご議論あるかとは思いますが、この形でいくというふうに整合を図っているところでございます。

下村副会長： 現行とは変わるという理解でいいですね。

事務局： そういうことです。

下村副会長： もう一回表に戻っていただいて、下から2つ目の黒丸の「歴史的景観の保全を図る」、これはこれでいいと思うのですが、基本計画の中では、歴史景観地区と呼んでいます。言葉遣いが違って大丈夫ですか。

事務局： この文につきましては、現在、枚方宿地区を要綱の中でこうした表現を使って位置づけています。

下村副会長： 「歴史的」を入れた方がいいと思うのです。ですから、この表現はいいと思うのですが、地区指定のときだけ歴史景観地区としてあったので、確認させていただいたということです。整合性は地域指定の話と、歴史的景観の保全の話で、違う内容を言っているので、「的」というのが入っていても問題ないとは思いますが。

事務局： 条例の全体の章立ての中で、歴史的景観の保全という章をおこしまして、その中に歴史的景観保全地区のことであるとか、歴史的景観建造物の指定に関することの条立てをしていこうと考えております。

下村副会長： 条例の中なら結構かと思うのですが、基本計画の中の歴史地区云々というところに「的」が入ってないので、その整合性という話です。

事務局： 少し使い分けになっていますね。

吉川会長： はい。それではよろしいでしょうか。景観条例については、もう一度ご議論いただく機会がありますので、そこで確認したいと思います。

ところで、次第の方に用意されている審議案件は2つだったのですが、

誠に申し訳ないのですが、もう1つ案件がありまして、発議だけさせていただいて、議事の運営は副会長にお任せさせていただこうと考えております。実は私、1時過ぎから講義がございますので。

前回7月31日の第3回審議会での傍聴について、事務局より報告がありましたので、その件について審議案件第3号としてここに追加発議させていただき、ご審議願いたいと思います。個人情報が含まれる内容となっておりますので、取り扱いにはご注意くださいことになろうかと思っております。それでは、今から事務局にご説明をお願いするというところで、申し訳ありませんが、議事の進行と、今後の議題と閉会については下村副会長にお願いしたいと思います。すみませんが、私はこれで退出させていただきます。

(略)

3 閉 会

下 村 副 会 長： それでは、本日の審議は以上になります。

事 務 局： 次回の審議会なのですが、都市景観基本計画改訂案の答申をいただき、それに向けまして最後の調整を図ってまいりたいと思っております。

また、景観計画素案につきましては、中間答申という形でいただきまして、12月にパブリックコメント、2月に法律に基づく都市計画審議会でのご意見を聞くと、こうした手続きを図って参ります。それを踏まえまして、最終答申ということになりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

景観条例につきましては現在条文の作成に鋭意取り組んでおり、条例の概要を固めていただけますことで、こちらにつきましても、12月にパブリックコメントを予定しております。できるだけ次回の審議会にはパブリックコメントの案を提示していきたいと思っております。以上でございます。

下 村 副 会 長： どうもお疲れ様でした。